

平成 31 年 4 月

お客さま各位

高松信用金庫

改元・10 連休に関わる Q & A の追加について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

改元・10 連休に関わる Q & A の追加をご案内いたしますので、ご確認ください。

【改元に関わる Q & A】（※朱字箇所を追加）

Q 1	「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できるのか
A 1	2019年5月以降も「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。 (例) 平成31年5月7日 新元号を使用する場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。 訂正印は原則不要です。 ○○(新元号) ○○(新元号) (例) 平成 1年5月7日 平成 元年5月7日 ※帳票の種類により、一部取扱いの異なる場合がございます。
Q 2	西暦を使用してもよいか
A 2	帳票・書式類には「 年 月 日」のように和暦表示のないものがあります。 この場合は、和暦、西暦どちらでもご使用いただけます。 (和暦) (和暦) (例) ○○1年5月7日、○○元年5月7日、2019年5月7日
Q 3	新元号の帳票・書式を改元後すぐに使用したい
A 3	新元号の帳票・書式をご用意するまで一定のお時間をいただきます。
Q 4	「平成」が記載されている手形・小切手はそのまま使用できるのか
A 4	2019年5月以降も、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類はそのままご使用いただけます。ご使用の際は、Q1の要領でご記入ください。
Q 5	新元号の手形・小切手帳を改元後すぐに使用したいので発行してほしい
A 5	新元号表記の手形・小切手帳の作成にしばらく時間を要するため、当面の間は「平成」表記の手形・小切手帳の発行となります。
Q 6	運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記でも有効なのか
A 6	運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合でも有効な証明書として受け付けます。

【10連休に関わるQ&A】

Q 1	10連休中にATMは利用できるのか
A 1	休日に稼働している当金庫ATM・他行ATM・コンビニATMともにご利用いただけます。
Q 2	10連休中に貸金庫は利用できるのか
A 2	当金庫の貸金庫はご利用いただけません。
Q 3	10連休にともない、取引に影響はないか
A 3	<p>10連休となることにより、連休前後に受付が集中し、通常よりも取引完了にお時間をいただく場合がございます。</p> <p>連休前後を指定日とするお取引(※)については、早めの持ち込みをお願いいたします。</p> <p>※総合振込、給与振込等</p> <p>また、通常月初等でお送りしていたお客さまあての通知物も、10連休明けの送付となる可能性がございます。</p>
Q 4	4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)の口座振替は自動で引き落としされるのか
A 4	4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)は休日の扱いになりますので、5月7日(火)に引き落としされます。
Q 5	4月30日(火)、5月1日(水)、5月2日(木)を振込指定日とすることはできるのか
A 5	<p>土・日・祝日を振込指定日とすることはできません。</p> <p>ただし、インターネットバンキングやATMによる即時振込は可能です。</p> <p>※お振込み先の金融機関、口座の状況によっては、即時での入金とならない場合がございますので、ご注意ください。</p> <p>(例) お振込み先金融機関のサービス休止など</p>

以上